

令和5年12月28日版

FAQ

【はじめに】	1
【登録申請関係】	2
問1 どのようなものがストックヤードの登録対象となるのでしょうか。	2
問2 公共ストックヤードも登録の対象となるのでしょうか。	2
問3 登録しない場合に何か罰則があるのでしょうか。	2
問4 登録すると、どんなメリットがあるのでしょうか。	3
問5 登録申請は、どのようにすればよいのでしょうか。	3
問6 第4条第1項第9号トに規定する「地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定」とは、どのようなものが該当するのでしょうか。	3
問7 添付書類(身分証明書、登記事項証明)の有効期間はありますか。	4
問8 第4条第1項第9号チに規定する「民間団体による土質改良プラント認定制度による認定」とは、どのようなものが該当するのでしょうか。	4
問9 登録すると、どのような業務が発生しますか。	4
【土砂の搬出先の事前確認関係】	5
問1 盛土規制法の規制区域が設定されておらず、許可や届出が行われていない場合、土砂の搬出先の適正はどうのように確認すれば良いですか。	5
問2 土砂の搬出先が盛土規制法の許可を申請中である場合には、適正な搬出先と見なすことができますか。	5
問3 搬出先の事前確認をした結果は、どのように記載すればよいのでしょうか。	5
問4 搬出先の事前確認を行う対象は、一度に500m ³ 以上搬出する場合のみでしょうか。	5
問5 事前確認した搬出先からさらに他の搬出先に搬出された場合、再度搬出先の適正性を確認する必要がありますか。また、新たに作成しなければならない資料はありますか。	5
【土砂受領書の交付等関係】	7
問1 搬出先の管理者から土砂受領書の交付が得られない場合には、どうすればよいのでしょうか。	7

- 問2 ストックヤード運営事業者は搬出後に再搬出される可能性があるが、いつまで確認を行えばよいのでしょうか。7
- 問3 運用8.(4)に示された再搬出時に作成する書面(別紙2 参照例)では、土砂量の確認について概ね一致することを確認するとされていますが、許容値はあるのでしょうか。7
- 問4 第11条第4項に基づく最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合も含まれるのでしょうか。8
- 問5 処分場だと思って搬出したが、もし処分場が土を搬出した場合でも、ストックヤード運営事業者は最終搬出先までの確認義務を果たさないといけないのか。8
- 問6 搬出先に受領書の交付を求める対象は、一度に500m³以上搬出する場合のみでしょうか。8

【はじめに】

本FAQは、ストックヤード運営事業者登録規程(令和5年 国土交通省告示第157号)及びその運用等について、一問一答形式で回答するものです。

- ①ストックヤード運営事業者登録規程(以下、「規程」という。)
- ②ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用(以下、「運用」という。)

【登録申請関係】

問1 どのようなものがストックヤードの登録対象となるのでしょうか。

(答)

「ストックヤード」とは、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所であって、登録申請可能なストックヤードにはストックヤード及び土質改良プラント、自社の資材置き場などが含まれ、営利・非営利の別を問いません。

問2 公共ストックヤードも登録の対象となるのでしょうか。

(答)

国又は地方公共団体が運営するストックヤードも登録することができます。ただし、資源有効利用促進法の省令では、発生元の建設工事の元請建設工事事業者等に再生資源利用促進計画を作成した場合は最終搬出先まで確認することが義務付られていますが、国又は地方公共団体が土砂受領書を交付する搬出先に搬出した場合(委託を受けた民間事業者が交付する場合を除く)には、その先の確認が免除されることから、国又は地方公共団体が土砂受領書を交付する場合には登録するメリットが無いものと考えます。

問3 登録しない場合に何か罰則があるのでしょうか。

(答)

本規程によるストックヤード運営事業者の登録申請は任意です。

問4 登録すると、どんなメリットがあるのでしょうか。

(答)

資源有効利用促進法の省令では、元請建設工事事業者等は500m³以上の土砂を搬出する建設工事において、搬出計画を作成することとしています。元請建設工事事業者等には計画を作成した場合は、最終搬出先まで確認することが義務付けられます。その為、元請建設工事事業者等がストックヤードに土砂を搬出する場合には、土砂が混合しないよう搬入元別に区分管理された非登録ストックヤードか、登録ストックヤードのいずれかを選択する必要があります。

なお、登録ストックヤードは最終搬出先までの確認主体となるため、搬入元別に土砂を区分管理する必要がありません。

問5 登録申請は、どのようにすればよいのでしょうか。

(答)

運用の別添2「ストックヤード運営事業者の登録申請等に際して提出する書類等に関する解説」や「ストックヤード運営事業者登録の手引き」を参考に、主たる事務所(本社等)を管轄する地方整備局等へ申請してください。

問6 第4条第1項第9号トに規定する「地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定」とは、どのようなものが該当するのでしょうか。

(答)

本認定を受けた土質改良プラントは地方公共団体の要領等により改良土が一定の品質を安定的に確保されるものとして認定を受けたものをいいます。

なお、本認定の有無により規程に基づく登録の可否が判断されるものではなく、登録後にストックヤード利用者に情報提供するために、申請者に情報提供を求めているものです。

問7 添付書類(身分証明書、登記事項証明)の有効期間はありますか。

(答)

申請日より90日(3か月)以内のものを添付書類として提出してください。

問8 第4条第1項第9号チに規定する「民間団体による土質改良プラント認定制度による認定」とは、どのようなものが該当するのでしょうか。

(答)

製造管理、受入れ・保管・出荷及び品質管理などの項目について、独立した第三者民間組織の審査に基づき認定された土質改良プラント認定制度が該当します。

民間団体による認定制度に該当するか不明の場合は、申請先の地方整備局等にご相談ください。

問9 登録すると、どのような業務が発生しますか。

(答)

運用(別添1)やリーフレットをご確認ください。

たとえば、土砂搬入時には受領書の交付を行うこと、土砂搬出時には搬出先の適正を確認し受領書の交付を受けること、受領書に記載された事項が確認した搬出先と一致すること、確認結果や受領書の5年間の保存などが必要です。さらに令和6年6月1日以降は、最終搬出先までの確認が必要です。また、土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、登録された地方整備局等への年1回の報告が必要です。

【土砂の搬出先の事前確認関係】

問1 盛土規制法の規制区域が設定されておらず、許可や届出が行われていない場合、土砂の搬出先の適正はどのように確認すれば良いですか。

(答)

運用の別添4「ストックヤードから搬出する土砂の搬出先の適正確認」に考え方等を示していますので御覧下さい。

問2 土砂の搬出先が盛土規制法の許可を申請中である場合には、適正な搬出先と見なすことができますか。

(答)

適正な搬出先であることを確認するには、事前確認時点で許可済みである必要があります。

問3 搬出先の事前確認をした結果は、どのように記載すればよいのでしょうか

(答)

運用(別添4)及び「【別紙1】参考様式 搬出先適正確認記録」を参考にしてください。

問4 搬出先の事前確認を行う対象は、一度に $500m^3$ 以上搬出する場合のみでしょうか

(答)

登録されたストックヤードから土砂を搬出する場合は、搬出量にかかわらず、搬出先の事前確認を行う必要があります。

問5 事前確認した搬出先からさらに他の搬出先に搬出された場合、再度搬出先の適正性を確認する必要がありますか。また、新たに作成しなければならない資料はありますか。

(答)

他の搬出先の適正性を確認する必要はありませんが、登録ストックヤード事業者は最終搬出先までの確認義務は生じますので、HP掲載の「【別紙2】参考様式 最終搬出先記録」を参考に資料を作成してください。

ただし、以下に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。

- ・国又は地方公共団体が管理する場所
- ・他の建設現場で利用する場合
- ・登録ストックヤード

【土砂受領書の交付等関係】

問1 搬出先の管理者から土砂受領書の交付が得られない場合には、どうすればよいのでしょうか。

(答)

運用8. (2)3)で解説しているとおり、搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、土砂の搬出元のストックヤード運営事業者は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要です。

ただし、ストックヤード運営事業者が、搬出先が「盛土利用等」と認識していた場合においても、搬出先が土砂を更に他の場所へ搬出した場合には、当該搬出先を記録することが必要となることから、趣旨を理解して受領書を交付して頂ける搬出先を選定することが重要です。

問2 ストックヤード運営事業者は搬出後に再搬出される可能性があるが、いつまで確認を行えばよいのでしょうか。

(答)

ストックヤード運営事業者は第11条第4項の規定に基づき最終搬出先までの確認した書面を作成し、5年間保存する義務があります。なお、最終搬出先までの確認期間の上限は定めていません。

問3 運用8. (4)に示された再搬出時に作成する書面(別紙2 参考例)では、土砂量の確認について概ね一致することを確認するとされていますが、許容値はあるのでしょうか。

(答)

ストックヤード運営事業者には、規程第11条第3項の規定により同第1項の規定による事前確認した進出先と搬出先の名称及び所在地が一致すること、同第4項

の規定により搬出先から他の搬出先に更に搬出された場合、搬出先の名称及び所在地を書面に記載することを求めています。

搬出先が複数ある場合に、当該書面において搬出先の記載漏れがないことを確認するよう概ね一致することを確認するよう求めているものであり、誤差の許容量は特に定めていません。

問4 第11条第4項に基づく最終搬出先までの記録の除外規定「国又は地方公共団体が管理する場所」には、国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合も含まれるのでしょうか。

(答)

運用8.(4)1)で解説しているとおり、「国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所」とは、国又は地方公共団体が管理する場所であって、土砂の搬入後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいうものとするとしており、民間業者の名義で受領書が交付される場合は含まれません。

問5 処分場だと思って搬出したが、もし処分場が土を搬出した場合でも、ストックヤード運営事業者は最終搬出先までの確認義務を果たさないといけないのか。

(答) 運用8.(2)2)に記載のとおり、ストックヤード運営事業者の責任を明確にするため、受領書に利用種別として「盛土利用等」か「一時堆積」かを明記するよう搬出先にご依頼ください。

利用種別が「盛土利用等」の記載の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐものと考えられるため、ストックヤード運営事業者によるその後の追跡は不要となります。

問6 搬出先に受領書の交付を求める対象は、一度に500m³以上搬出する場合のみでしょうか。

(答)

搬出土量に限らず、登録ストックヤードから土砂を搬出する場合は、受領書の交付を求める必要があります。